教第66号議案

神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について

神戸市立青少年育成センター設置条例に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月28日提出

神戸市教育委員会事務局 事務局長 高田 純

理 由

適応指導教室の名称変更等に伴い、規則を改正する必要があるため。

神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

神戸市教育委員会教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則の一部を改正する規則 神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則(令和2年3月教育委員会規 則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名」を「名前」に改める。

様式第2号中「(適応指導教室)」を「(教育支援センター)」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。